

# 福祉国家財政再編期の公的年金制度改革

— 英・瑞・日 —

高木 さ ゆ り

## Abstract

Since the 1990s, many developed countries, confronted with the globalization of their economies and aging populations, are facing big problems which require reorganization of the welfare state. These days, pension reforms have been carried out to raise the sustainability of the pension policy in European countries. Japan will become serious aging society in the near future. In Japan, a public pension reform was carried out in 2004. However, a lot of problems that have not been solved still linger. Therefore, it is important to confirm and compare the improved point of pension reform in other countries. Yet, it is also important to analyze not only the comparison but also international statistics.

This paper aim is to clarify the differences of public pension systems between England, Sweden and Japan.

キーワード …… 福祉国家 公的年金制度改革 社会支出 老齢年金 低所得者

## はじめに

21世紀に入り、先進諸国の多くは経済のグローバル化、人口の少子・高齢化等を抱えて、福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。欧州各国では、年金制度の持続可能性を高め、制度の効用を最大化するために大きな改革が実施されている。先進国の中でもっとも深刻な少子・高齢社会を迎える日本にとって、他の先進諸国の取り組みは大変興味深いものである。

本稿では、イギリスとスウェーデンの取り組みを検証し、先進各国の社会保障費の動きを参考にしながら、イギリス・スウェーデンの公的年金制度と日本のそれとの違いを明らかにする。

## I 福祉先進国の取り組み —イギリスとスウェーデン—

日本と同じ二階建て制度を採用していたイギリス（以下、英と表記）とスウェーデン（同、瑞）は、それぞれ特徴ある年金制度の改革を実施している。

## 1. イギリスの年金制度

英は世界に先駆けて公的年金をスリム化（縮小化）するための改革を実施してきた。

### (1) イギリスの公的年金制度の概要

英の公的年金制度の始まりは、ベヴァリッジ報告<sup>1)</sup>（1942年）がまとめられたことを受けて成立した国民年金法（National Insurance Act 1946）で、これにより「均一拠出・均一給付」の老齢年金が始まった（加藤 2006：322）。

2010年現在、英の公的年金制度の体系は日本とよく似た二階建て構造になっている。一階部分の「基礎年金」は自営業者と被用者、二階部分の「付加年金」（報酬比例年金〔SERPS〕・国家第二年金〔State Second Pension：SSP〕）は公務員を含む被用者に加入が義務付けられている。さらに、私的年金（企業年金・個人年金）が三階部分を構成する。ただし、一定基準を満たす私的年金に加入している被用者には、付加年金への加入が免除される「適用除外制度（contracting out）」が設けられている（藤森 2006）。

### (2) イギリスの年金制度の特徴

#### ①国民保険制度の中の公的年金制度

英における年金制度とは、年金を中心として失業、業務上災害等の給付を行う総合的な保険制度である「国民保険制度」（National Insurance）のことを指す（武内 2006：34）。英の社会保険制度は日本や大陸諸国とは異なり、職域別に並立する制度ではなく全国民を対象とした国民保険制度で運営されている。したがって、日本のような「国民年金保険料」といった年金制度独自の保険料は存在せず、拠出と給付の関係は明確とはいえない（丸谷 2009：15-16）。

#### ②低い給付水準

経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development：OECD）の報告書によれば、税金および保険料を支払った後の純所得代替率（男性）は、フランス（以下、仏と表記）＝65.7%、瑞＝64.1%、ドイツ（同、独）＝61.3%、英＝40.9%と、英は欧州諸国の中で最も低い（OECD 2009：121）。英の公的年金は、高齢者を貧困から救済するための制度として創設されたため、その給付水準は最低限度の生活を支えるナショナルミニマムでよいと考えられた。これに対して大陸欧州諸国では、高齢者の生活が現役時代から激変しないことを目的としているので、給付水準は高めに設定されている（藤森 2006）。

### (3) 年金改革の歴史

英の年金制度改革は政権交代との関わりが非常に大きい。旧労働党<sup>2)</sup>政権時代には、「大きな政府」の政治理念のもと、政府は公的社会保障を充実させていった。サッチャー保守政権に交代すると、一転して「小さな政府」の理念のもとで、社会福祉分野においても、政府は最小限の関わりに終始する。その後ブレア労働党新政権の誕生は「第三の道」と呼ばれる、これまでにない新たな風を巻き起こした（青木 2003）。

#### ①公的年金整備期（旧労働党政権時代：～1970年代）

1970年代以前の旧労働党政権では、「大きな政府」によって「高福祉・高負担政策」が推し進められ、付加年金のSERPSの導入(1975年)等、公的年金制度も整備されていった。

### ②公的年金縮小期(保守党政権時代:1980~1990年代)

1979年、サッチャー保守党へ政権が交代すると、社会保障に関する大々的な改革が行なわれた(嵩2006:123)。高齢化や経済不況により危機的状況となっていた福祉国家財政を建て直すため、「小さな政府」へと大きく政策基調の転換が図られた(檜原2001:1-5)。公的年金分野では給付水準の引き下げ、適用除外制度の個人年金への拡大<sup>3)</sup>、二階部分の年金の民営化の促進<sup>4)</sup>等、公的年金縮小化に向けた改革がいち早く実施されていった(嵩2006:123-126)。公的年金への取り組みにより、国家収入関連年金の実質水準は約3分の2に縮小し(井上2004:8)、将来的な公的年金財政上の問題を回避することに成功したという見方もある一方で、低所得者や女性等、年金が不十分なものへの対応が強く求められるようになっていく(有森2006:22)。

### ③「第三の道」(労働党政権時代:1997年~2007年)

1997年の総選挙で勝利したブレア新政権の政策は、「条件整備型国家」を目指す「第三の道<sup>5)</sup>」と呼ばれる(青木2003)。公的年金制度改革では、低年金者に重点を置くとともに、中高所得者には私的年金への加入を奨励する、次のような取り組みを実施した。

#### ・最低所得保障(Minimum Income Guarantee:MIG)の導入

年金受給額が著しく低い高齢者のために、税を財源にした「最低所得保障」(Minimum Income Guarantee)を導入し給付の改善を図った。

#### ・国家第二年金の創設

給付水準が低い等、不満が多かった国家所得比例年金(SERPS)を国家第二年金(State Second Pensions:S2P)と改称・改変した。低所得者層には現状の2倍以上の給付水準を与え、中高所得者層には支給率を半分にして私的年金へ誘導することを目的としている。

#### ・ステークホルダー年金制度の創設

確定拠出制の新たな枠組みを持つ新型私的年金として、中所得以上の被用者を私的年金に誘導することを目的に「ステークホルダー年金<sup>6)</sup>」が導入された。

### (4)残された課題

英は、二階建て構造の賦課方式という制度体系を維持しながら、他国に先駆けて公的年金のスリム化を推し進めてきた。ブレア政権になり低所得高齢者の給付水準は向上したものの、依然としていくつかの課題が顕在化している。私的年金の比重を高めた多くの高齢者の生活が、2001年以降の株式市場の低迷等により不安定になった<sup>7)</sup>こと、中所得者層を中心として自主的に私的年金に加入する動きがまだまだ弱い事等が挙げられる。低中所得者の公的年金の給付水準の改善に十分な効果が現れないこと、彼らの貯蓄や年金積立金が不足していることも指摘されている(坂口2009:159)。藤森(2008)は過度にスリム化させることの危険性を指摘する。賦課方式で運営する公的年金は少子・高齢化に脆弱であるが、変化のスピードは緩やかである。

一方、私的年金は物価や金融市場といった経済変動に左右されやすくスピードも早い。老後生活の安定を考えるとときには、公的年金と私的年金のリスクの違いを考慮して、変動幅の小さい公的年金を柱にしなが、私的年金を組み合わせることが必要性だと説いている。

## 2. スウェーデンの年金制度

瑞では 1999 年に公的年金制度の改正が行われ、従来の「確定給付方式」から「確定拠出方式」へと 180 度の大転換が図られた。

### (1) スウェーデンの公的年金制度の概要

瑞の公的年金は、1962 年の国民保険法 (National Insurance Act)、1998 年の所得比例年金法 (Act on Earning-related old Age Pension)、保証年金法 (Guaranteed Pension Act) がその土台となっている。改正前は「確定給付の修正賦課方式<sup>8)</sup>」による定額の国民基礎年金と報酬比例の国民付加年金からなる二階建ての体系であった。三階部分の企業年金として協約年金（職種別の企業を横断した経営者団体と労働団体との協約による企業年金）と企業毎の企業内年金があった。しかし「確定給付の修正賦課方式」では、高齢化の進展による給付増を賄うには保険料率の引き上げが必要となる。1990 年代初めに年金財政の持続可能性が問題になった際、年金給付費を増大させる給付水準の高さや旧制度に内在する諸問題等が指摘され、制度の見直しが決定した。

1999 年改革では、それまでの二階建て体系を一階建てに再編成し、賦課方式による概念上の「(みなし) 確定拠出年金制度」が採用された。新制度は拠出と給付の結びつきが非常に強く、年金給付が経済成長率や寿命に連動して調整される仕組みが組み込まれている等、世代間格差や年金財政の健全化に対して示唆に富む制度であると評価されている（宮里 2005：85）。

### (2) スウェーデンの年金制度の特徴

#### ① 社会保険料と税の一括徴収

瑞の年金制度は社会保険方式ではあるものの、保険料の徴収は税務担当部署が税と一括して徴収しており、基本的には保険料の未納問題は発生していない（大島 2005：214）。また、夫婦であっても個人に注目した保険料負担の仕組みであり、日本の第 3 号被保険者問題などがない（小谷 2006：69）。さらに、間接的な効果として小谷（2006）は次の点を挙げている。所得比例制度は、自営業者などにおける所得隠しを減少させている。国民総番号制によりきちんと管理されている所得比例制度では、年金受給額が低いことはある種のステータスが低いと同等で、むしろ自らが所得のあることを示すインセンティブになっている。

#### ② 「高負担・高福祉」政策

瑞は「高負担・高福祉」の国といわれている。財務省（2010）が公表している 2007 年の国民負担率は、アメリカ（以下、米と表記）=34.9%、英=48.3%、独=52.4%、仏=61.2%、瑞=64.8%と、欧米諸国のなかで最も高い。福祉の度合いを年金給付額の純所得代替率（OECD 2009）で見ると、瑞は 64.1%で仏の 65.7%に及ばないが、それでも世界で最高のグループに属している。

### (3) 年金制度改革の背景

瑞において年金改革が実施されるに至った背景として、特に以下の点が重要である。

#### ①年金給付費の拡大と負担の増大

瑞では、すでに1950年時点で65歳以上人口の割合が10%を超えるなど、他の先進諸国と比較して早い時期から高齢化が進行し、年金給付費も徐々に増加していった。1990年代に入ると、予想以上の出生率低下により高齢化のスピードが速まるとの予測から、年金給付費のさらなる拡大が見込まれた。一方で、年金生活者1人を支える勤労者数は、2002年の3.3人から2025年には2.4人へ減少すると予測され、1人当たりにかかる負担がより増加してしまうことが危惧されたのである（小谷2006：62-63）。

#### ②経済の低迷

瑞経済は1991年から3年連続してマイナス成長を経験した。急激な国内の経済悪化は退職者を増加させ、大幅な税収の落ち込みと社会保障支出の増加をもたらした。この2重の打撃が年金システムを直撃した。このまま低成長が続くと年金の給付水準を維持するために保険料の大幅な上昇が必要となるが、すでに国民負担率が世界最高水準となっている瑞において、更なる負担増を国民に求めることは極めて困難な状況となっていた。瑞経済の先行きに対する不安が高まると同時に、年金制度の将来に対する危機意識も相当に高まった（小谷2006：62-63）。

#### ③年金額計算上の不公平

国民の間に、「15年ルール<sup>9)</sup>」や「30年ルール<sup>10)</sup>」に対する不満が燻っていた（石橋2010：2）。生涯に獲得した所得総額が同一の場合でも、個々人によって年金額に大きな開きが生ずる「15年ルール」や、年金保険料を多く拠出しても老齢年金額が増えない「30年ルール」を廃止して、公的年金制度の改革を求める声が国民多数派の声となっていた。

### (4) スウェーデンの新年金制度

#### ①確定給付制度から確定拠出制度へ

従来の「確定給付の修正賦課方式」から「確定拠出制度」へと転換された。新制度は所得比例年金（Earning-Related Pension）と、低年金・無年金者に対する最低保証年金（Guaranteed Pension）とを組み合わせた体系に再編された。所得比例部分は拠出した額と完全にリンク（1対1対応）する形で給付が行われるのに対し、最低保証年金は所得比例部分だけでは年金額が少ない人のための補填的年金で、その財源は税で賄われる。

#### ②二階建てから一階建てへ

基礎年金と所得比例年金から構成される二階建ての体系は、一階建ての所得比例年金へ原則として一元化された。年金額の不公平が生じていた「15年ルール」と「30年ルール」は廃止され、現役時代を通じて保険料の拠出総額が多いほど年金総額が多くなる仕組みになった。

#### ③賦課方式と積立方式の併用

新たな所得比例年金は、賦課方式で運営される概念上の確定拠出年金制度（Notional Defined

Contribution : NDC) と、積立方式で運営されているプレミアム年金<sup>11)</sup> (Premium Pension) の2つの部分からなる。保険料率は将来にわたり 18.5% (総所得に対する保険料率ではなく、総所得から本人負担分年金保険料を控除した額に対する保険料率) で固定<sup>12)</sup>され、老後の年金額は実際に積み立てられた保険料総額と運用利回りの合計額に基づき、保険数理的に算定される。

#### ④自動均衡機能の導入

NDC には、少子化等の社会経済の変動に応じて年金財政が債務超過に陥った場合に、政治的決定を待たずに調整が行えるよう、給付が自動的に調整される自動均衡機能<sup>13)</sup> (Automatic Balance Mechanism) が導入された。

#### ⑤就労促進的な支給開始制度

新制度では一般的な支給開始年齢は設けられておらず、61歳以降いつからでも受給開始できる。確定拠出制度のもとでは、支給開始年齢に関わらず本人の年金支給総額は同じ (高い年齢で開始するほど「除数<sup>14)</sup>」が小さくなり、年金月額が大きくなる) であり、また開始年齢を遅らせて、その間就労して保険料を納付すればその実績が年金総額に反映されるため、高齢者に対して就労促進的になっている (瑞大蔵省・社会省 2001 : 12)。

また、新制度への移行にあたっては、20年をかけて段階的に旧制度から新制度へ切り替えるなど、長い移行期間を設定している (財務総合政策研究所 2006 : 820)。

瑞の新制度は、理想の年金制度として世界的な評価を受けているが問題点も指摘されている。年金の支給額は生まれた年毎に算定される引退時の平均余命が反映されるため、平均寿命が延びる若い世代ほど受給できる年金額は低下する。したがって、将来の受給者が現在と同じレベルの給付を受けるためには、より長い期間労働に従事しなければならない。

## II OECD 社会支出からの考察

日本の公的年金制度を考察するには、現在の状況を客観的に判断することも重要である。

### 1. 社会保障給付費と社会支出

日本を含めた多くの国々では、高齢化に伴う財政支出の内訳の中で、特に社会保障関連の支出増加が見込まれている。日本の社会保障全体の財政は「社会保障給付費」を用いて表現される (片山 2008 : 74-75)、2007年度の社会保障給付費は対国民所得比で 38.9%と報告されている (国立・人口 2010)。社会保障給付費の範囲は国際労働機関 (International Labour Organization : ILO) の基準<sup>15)</sup>に基づいており、その具体的な給付対象は、老齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他、である。

社会保障分野に特化した国際的な統計としては、ILOの社会保障給付費統計 (Cost of Social Security : COSS) の他に、OECDの社会支出統計 (Social Expenditure : SOCX<sup>16)</sup>)、欧州連合統

計局 (EUROSTAT) の社会保護統計 (The European System of Integrated Social Protection Statistics : ESSPROS) がある (国立・人口 2008 : 96)。

社会保障給付費は 1949 年から調査・公表されており、社会保障を給付・財源の両面から国際比較できる基本資料となっていた。しかし、1996 年分以降のデータがないため、2010 年現在、ILO の統計を用いての最新の国際比較は出来ない状況になっている。

ILO の基準とは範囲が異なるが、OECD も「社会支出<sup>17)</sup>」という概念に基づいて社会保障に関する統計を公表している。社会支出は、社会保障給付費に比べて範囲が広い事などから、その規模は ILO の社会保障給付費よりも大きくなる傾向にあること、また社会支出には財源に関するデータがないこと等の違いはあるが、給付面においては幅広い先進諸国間での比較が可能である (片山 2008 : 76-77)。

欧州連合 (European Union : EU) は「社会保護費<sup>18)</sup>」という概念を用いて、加盟諸国のデータを公表している。社会保護費は財源面のデータも提供しており、給付・財源の両面で比較可能であるが、日本や北米諸国を含まないため国際的な比較には利用しにくいという欠点がある。

近年日本で報告されている社会保障給付費に関する国際比較の統計では、OECD の SOCX を使用するものが多い<sup>19)</sup>。また、元データである OECD Social Expenditure Database の 2010 年版が公開され、2007 年時点の国際比較が可能である。以上のことから、今回は OECD の社会支出を用いて国際比較を行うこととする。

## 2. OECD の社会支出統計による国際比較

日本と先進 5 か国 (米、英、独、仏、瑞) について、社会支出の国際比較を行う。

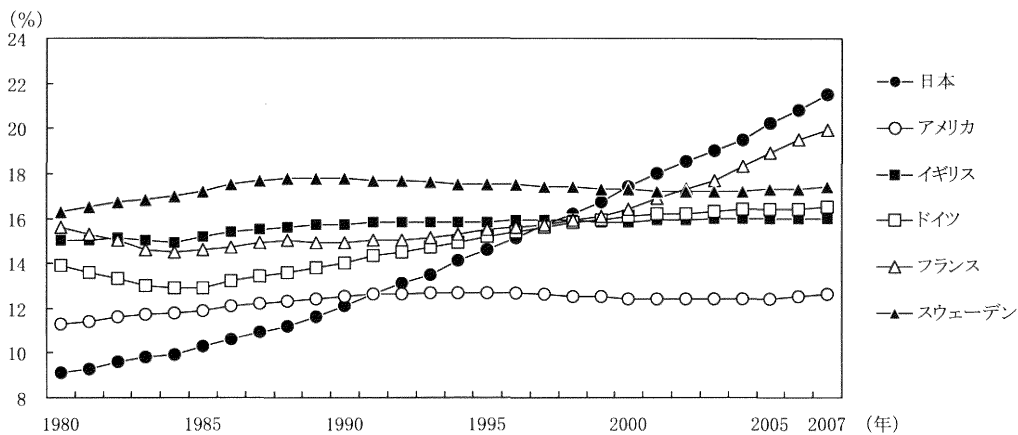
### (1) 高齢者人口比率と社会支出の推移

まず、65 歳以上人口比率 (図 1) と各国の社会支出 (対 GDP 比) の推移 (図 2) をみる。65 歳以上人口比率では 2000 年以降、各国ともに上昇傾向を示しており、高齢化が進んでいることを示している。日本の上比率は著しく、2050 年には 39.6% まで上昇すると予測されている (OECD FACTBOOK 2010 : 17)。英では、1980 年以降社会支出が上昇傾向を示したが、1985 ~ 1990 年までは減少している。早くから社会保障関連への支出抑制を推し進められたこと、さらに経済成長率も順調な伸びを示したが大きく反映していると考えられる (IMF2010)。1990 年代以降、深刻な経済不況の影響を受けて各国の社会支出は急速な上昇傾向に転じている。この頃より高齢化による年金給付費の増大が、将来各国の財政支出に大きな影響を与えることが危惧されるようになり、公的年金制度の見直しが進められるようになっていったものと推測される。2000 年以降でみると、日本、米、英の 3 国では、高齢人口比率の上昇に対応する形で社会支出も上昇傾向を示しているが、米と英の上昇は非常に緩やかである。残りの仏、独、瑞は 2003 年頃を境に、社会支出は徐々に下降傾向を示している。

日本の場合、高齢化の速度が著しく速く、急速に社会保障費が拡大することが予測されるこ

とから、将来にわたって持続可能な公的年金制度への再構築が喫緊の課題となっている。

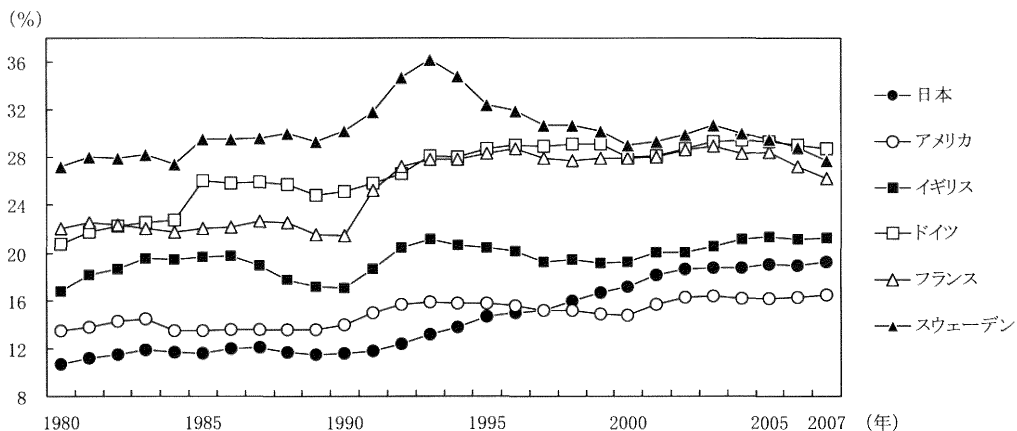
図1 65歳以上人口比率の推移（1980-2007年）



資料：以下の資料を基に筆者作成。

OECD (2010a), "Social Expenditure: Aggregated data," in OECD: *Social Expenditure Statistics* (database).

図2 OECDの社会支出（対GDP比）の推移（1980-2007年）



資料：図1と同じ

## (2) 社会支出の政策分野別構成比の比較

2007年の社会支出をみると、日本（19.26%）は米（16.50%）より大きいですが、ヨーロッパ諸国（英：21.32%、独：26.24%、仏：28.75%、瑞：27.70%）に比べると小さい（表1）。

表から分かることは、どの国でも社会支出の約30~50%を年金が占めていること、社会支出総額の対GDP比が大きい国が必ずしも年金給付の割合が大きいわけではないことである（勝又



2003：40)。社会支出を政策分野別でみると、「高齢」の値は、社会支出の合計値が大きい国は大きく、合計値の小さい国は小さい。65歳以上人口の比率が一番高い日本は、社会支出の内約半分が「高齢」で、約3割が「保健」、残りの約2割がそれ以外の内容である。日本を除いた他の国では、「高齢」と「保健」と「高齢と保健以外」が3割程度ずつである。高齢化が徐々に進行する傾向にあるにもかかわらず、社会支出に占める「高齢」の割合が3割程度に抑えられているという点が日本とは大きく異なる。

表1 政策分野別社会支出（対GDP比）の国際比較（2007年）

（単位：％）

	65歳以上 人口比率	高齢	遺族	障害 業務災害 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	社会支出 合計
日本	21.5	9.17 (47.6)	1.30 (6.7)	0.96 (5.0)	6.30 (32.7)	0.79 (4.1)	0.16 (0.8)	0.31 (1.6)	—	0.26 (1.4)	19.26 (100.0)
アメリカ	12.6	5.30 (32.1)	0.70 (4.2)	1.47 (8.9)	7.38 (44.7)	0.66 (4.0)	0.11 (0.7)	0.33 (2.0)	—	0.55 (3.3)	16.50 (100.0)
イギリス	16.0	6.34 (29.7)	0.14 (0.7)	2.47 (11.6)	6.84 (32.1)	3.24 (15.2)	0.32 (1.5)	0.39 (1.8)	1.43 (6.7)	0.17 (0.8)	21.32 (100.0)
フランス	16.5	11.16 (38.8)	1.85 (6.4)	1.90 (6.6)	7.49 (26.0)	3.00 (10.4)	0.90 (3.1)	1.36 (4.7)	0.76 (2.6)	0.35 (1.2)	28.75 (100.0)
ドイツ	19.9	8.65 (33.0)	2.06 (7.9)	2.92 (11.1)	7.85 (29.9)	1.88 (7.2)	0.72 (2.8)	1.38 (5.3)	0.61 (2.3)	0.17 (0.6)	26.24 (100.0)
スウェーデン	17.4	8.98 (32.4)	0.54 (1.9)	5.41 (19.5)	6.58 (23.7)	3.35 (12.1)	1.10 (4.0)	0.67 (2.4)	0.47 (1.7)	0.59 (2.1)	27.70 (100.0)

注：（）内は構成割合（単位：％）。

資料：以下の資料を基に、筆者作成。

OECD (2010a), "Social Expenditure: Aggregated data", in OECD: *Social Expenditure Statistics* (database).

OECD (2010b), *OECD FACTBOOK 2010*, p17.

### 3. OECDの社会支出統計による年金の比較

社会支出の中の公的年金給付について比較する。社会支出の内訳の詳細については、2005年が直近のデータとなっているので今回はそのデータを用いている。

#### (1) 老齢年金の割合

年金の給付水準をみるために、「高齢」に属する年金と早期退職年金、「遺族」に属する遺族年金、「障害・業務災害・傷病」に属する障害年金、「積極的労働政策」に属する「労働市場の原因による早期退職給付」を抜き出して合算したのが「年金合計」である（表2）。日本の「老齢年金」にあたる「高齢」に属する年金の割合を示したものが「年金（高齢）」である。日本と独は急速な高齢化の進行を反映して2000年以降も年々その割合が増加している。米と仏では「高齢」の割合は3～4割であるが、「高齢」における「老齢年金」の割合が非常に大きいのが特徴で、今後も社会支出全体の推移とともに徐々に増加すると思われる。

表2 社会支出に占める年金（対 GDP 比）の国際比較（2000～2005 年）

（単位：％）

		2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	社会支出合計	17.24	18.21	18.70	18.84	18.81	19.12 (100.0%)
	年金合計	8.18	8.60	9.00	9.18	9.21	9.41 (49.2%)
	高齢(社会支出)	7.45	8.00	8.55	8.72	8.79	8.97 (46.9%)
	年金(高齢)	6.62	6.99	7.35	7.51	7.54	7.72 (40.4%)
	<高齢の年金/年金>	<88.9%>	<87.4%>	<88.9%>	<86.2%>	<85.8%>	<86.1%>
アメリカ	社会支出合計	14.85	15.67	16.26	16.35	16.25	16.17 (100.0%)
	年金合計	6.49	6.69	6.77	6.75	6.72	6.70 (41.4%)
	高齢(社会支出)	5.08	5.14	5.28	5.31	5.27	5.25 (32.5%)
	年金(高齢)	4.98	5.05	5.18	5.21	5.18	5.16 (31.9%)
	<高齢の年金/年金>	<98.1%>	<98.3%>	<98.2%>	<98.2%>	<98.2%>	<98.3%>
イギリス	社会支出合計	19.30	20.06	20.13	20.60	21.25	21.38 (100.0%)
	年金合計	6.59	6.70	6.69	6.59	6.58	6.54 (30.6%)
	高齢(社会支出)	5.90	6.10	6.17	6.21	6.40	6.48 (30.3%)
	年金(高齢)	4.44	4.60	4.64	4.62	4.63	4.65 (21.7%)
	<高齢の年金/年金>	<75.1%>	<75.4%>	<75.2%>	<74.4%>	<72.3%>	<71.7%>
フランス	社会支出合計	28.00	28.05	28.73	29.29	29.40	29.32 (100.0%)
	年金合計	13.68	13.68	13.85	14.09	14.17	14.26 (48.6%)
	高齢(社会支出)	10.58	10.63	10.51	10.66	10.82	10.96 (37.4%)
	年金(高齢)	10.17	10.22	9.98	10.09	10.18	10.32 (35.2%)
	<高齢の年金/年金>	<96.2%>	<96.1%>	<95.0%>	<94.6%>	<94.1%>	<94.1%>
ドイツ	社会支出合計	27.86	28.02	28.60	28.94	28.30	28.36 (100.0%)
	年金合計	11.88	12.01	12.24	12.38	12.34	12.30 (43.4%)
	高齢(社会支出)	8.78	8.92	9.12	9.28	9.25	9.23 (32.5%)
	年金(高齢)	7.80	7.95	8.15	8.34	8.34	8.37 (29.5%)
	<高齢の年金/年金>	<88.9%>	<89.2%>	<89.4%>	<89.8%>	<90.3%>	<90.7%>
スウェーデン	社会支出合計	28.97	29.27	29.90	30.67	30.05	30.67 (100.0%)
	年金合計	9.35	9.29	9.42	10.05	10.02	10.28 (34.8%)
	高齢(社会支出)	9.08	9.10	9.24	9.79	9.61	9.44 (32.0%)
	年金(高齢)	6.56	6.50	6.57	7.02	6.92	6.80 (23.0%)
	<高齢の年金/年金>	<72.3%>	<71.4%>	<71.2%>	<71.7%>	<72.0%>	<72.0%>

注：1) 年金合計は、「高齢」に属する年金と早期退職年金、「遺族」に属する遺族年金、「障害・業務災害・傷病」に属する障害年金、「積極的労働政策」に属する「労働市場の原因による早期退職給付」を合算したもの（対 GDP 比）。

2) 高齢（社会支出）は、社会支出の政策部門別での高齢（対 GDP 比）。

3) ( ) 内は社会支出全体に占める構成割合（単位：％）。

4) <>内は年金全体に占める高齢（政策分野別）の年金の割合（単位：％）。

資料：以下の資料を基に筆者作成。

OECD (2010a), "Social Expenditure: Aggregated data," in OECD: *Social Expenditure Statistics* (database).

他国に先駆けて年金制度改革に取り組んできた英は 4.6%前後と、他の国々に比べて低い値で緩やかに推移しており、今後もこの傾向は維持されていくと予想される。瑞は 2003 年に 7%を超えたものの、その後は徐々に低下傾向にあり、社会支出全体も低下傾向にあることから、高齢分野における年金の割合は今後さらに低下していくことと推測される。

## (2) 公的年金の縮小と私的年金の拡大

先進各国は、少子・高齢化や経済成長の鈍化を受けて、税や社会保障負担を増やさずに、年金制度の持続可能性を確保する方法を模索している。各国の年金制度改革に共通するのは、公的年金のスリム化とともに私的年金を推進する動きである。OECD が発表した「2005年の公的および私的年金支出の割合（対GDP比）<sup>20)</sup>」を参考資料として紹介する（図3、表3）。

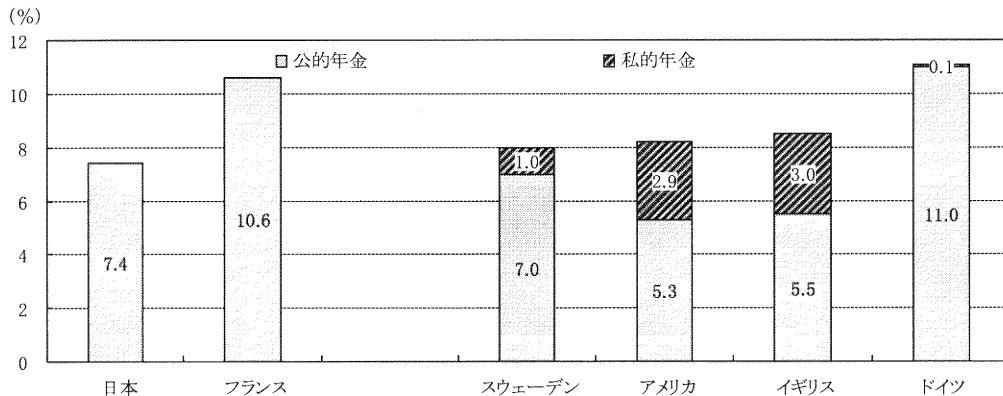
表3 公的および私的年金支出（対GDP比）

(単位：%)

	公的年金							私的年金						
	1990	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	4.0	5.1	6.2	6.9	7.1	7.2	7.4	-	-	-	-	-	-	-
アメリカ	5.1	5.3	5.1	5.3	5.3	5.3	5.3	3.0	2.8	2.9	2.9	3.1	3.3	-
イギリス	4.6	5.1	5.2	5.3	5.3	5.4	5.5	3.0	2.9	2.8	3.0	3.1	2.8	2.9
フランス	9.0	10.4	10.3	10.2	10.3	10.4	10.6	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	9.4	10.0	10.5	10.9	11.0	11.0	11.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
スウェーデン	7.0	7.4	6.7	6.7	7.2	7.2	7.0	-	-	-	1.0	1.1	1.3	1.2

資料：OECD (2010b) , *OECD FACTBOOK 2010*, p205.原資料：OECD, "Social Expenditure: Aggregated data," in OECD: *Social Expenditure Statistics* (database).  
*OECD Pension Statistics*.

図3 公的および私的年金支出（対GDP比）（2005年）



資料：表3と同じ。

英では、公的年金の範囲を小さくして私的年金へ誘導する方向で年金制度改革を進めており、2005年には年金給付額の約4割が私的年金である。仏でも2003年に、積立型の新しい2つの私的年金制度（個人年金貯蓄制度〔PERP〕、団体年金貯蓄制度〔PERCO〕）が導入され、公的年金の後退と同時に民営化の方向が鮮明にされている（岡 2005：21）が、今回の資料ではデ

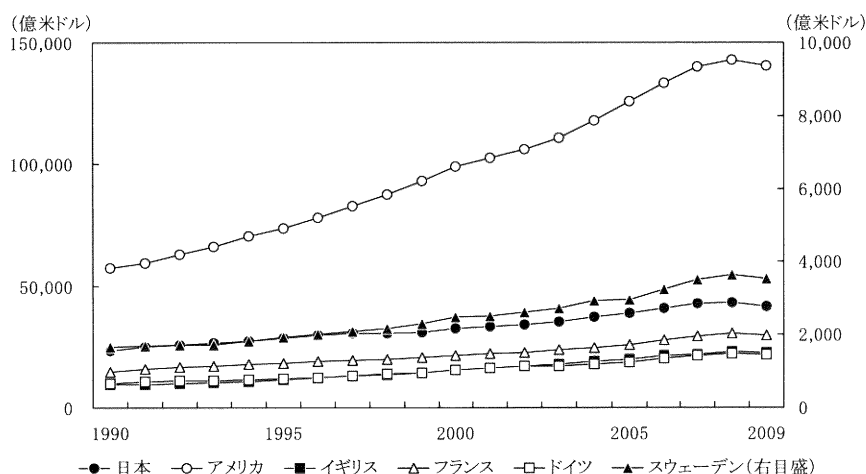
一タが存在していない。独でも 2001 年に公的年金の役割がスリム化され、企業年金・個人年金のウェイトを高めることを目指してリスター年金<sup>21)</sup>が導入されている。

各国の政策分野別社会支出の構成割合は、2005～2007 年のデータにおいては、際立って大きな変動もないことから、2008～2009 年までは同じ傾向が続くと考えられる。したがって、政策別社会支出の「高齢」に占める年金（「老齢年金」）の割合も減少するが、その減少分について、私的年金を利用して補填しているという状況がこれらの結果から明らかである。

#### 4. GDP の減少と社会支出の動き

6 か国の GDP 推移（図 4）を見ると、1990 年以降 2008 年までは、ともに緩やかな増大傾向を示している。しかし、2008 年に起きた、米のリーマンショックに端を発した金融不況の影響を受けて、2009 年には各国ともに減少に転じている。GDP の推移と OECD の社会支出（対 GDP 比）の推移から、次のことが導き出せる。

図 4 各国の GDP 推移（1990-2009 年）



注：スウェーデンのみ右目盛。

資料：OECD (2010c), *OECD National Account Statistics (database)*

瑞、独、仏の社会支出（対 GDP 比）は、既に 2003 年頃から減少へと転じており、2008 年以降はさらに減少することが予測される。また、日本、英、米の社会支出（対 GDP 比）は、2007 年までは極めて緩やかな上昇傾向を示しているが、GDP の減少の影響を受けて、2008 年以降はやはり減少に向かうと思われる。以上のことより、世界で最も高齢化が進展し、年金給付費を含む高齢者への支出が拡大することがすると予測される日本を除いた 5 か国においては、今後、社会支出（対 GDP）は徐々に縮小傾向へ向かうことが推測される。

### Ⅲ 1980年代以降の日本の公的年金制度

#### 1. 公的年金制度縮減再編期

高度経済成長に支えられた1960～70年代を「公的年金制度拡充期」とするならば、1980年代以降は「公的年金制度縮減再編期」として時期区分することができるであろう。

##### (1) 年金制度縮小の背景

###### ①行財政政策の転換

1973年の石油ショック以降、世界的な経済不況等の影響を受けて、日本経済の高度成長は完全に破綻した(柴田 1990:443)。減少した税収を補うために発行された国債の累積額は約38兆円(建設国債と赤字国債)(1981年末)にまで膨らんだ(室井・中山・丸山 1982:42)。赤字の国家財政を建て直しのため、日本の財政政策は「大きな政府」から「小さな政府」へと大きく方向転換され、社会保障政策においても歳出の削減・合理化が進められた。

###### ②社会的背景

1980年代に入ると、予想を上回る少子・高齢化の進展が年金財政に大きな影響を及ぼすことが明らかとなり、「少子・高齢化」は社会問題として緊急の対応を求められるようになる。

###### ③制度的背景

第2次世界大戦後の高度経済成長は、産業構造や就業構造に著しい変化をもたらした。それらの変化は、特定の産業の被保険者数の減少を生じ、年金制度の成熟化(被保険者に対して受給者の割合が高まること)などによる受給者数の増加とあいまって、産業別・職業別に分立している日本の年金制度の財政基盤を脅かし、従来制度分立型年金制度の維持を次第に困難にしていった(横山・田多 1991:300-311)。

##### (2) 年金制度改定(1980～1990年代)

1980～90年代にかけての年金制度は、1970年代に膨らんだ国庫負担の軽減対策や、危機に陥った国民年金の財政対策など、財政悪化への対応として見直しを余儀なくされ、制度の一元化・統合化を目指す改定が考えられた。同時に、産業・就業構造の変化あるいは人口構造の変化に強い年金制度に再構築するために、制度全体を一元化する方向での改定が行われた。

#### 2. 21世紀初頭の公的年金制度 —2004年改定と今後の課題—

##### (1) 現状の問題点

日本では、国民皆年金制度がスタートしてから半世紀が経過し、公的年金制度を取り巻く環境は大きく変化した。特に20世紀末以降、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、それに伴う雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等の影響を受けて急速に変化し、現行の制度では対処しきれないさまざまな問題が起きている。具体的には、正規雇用者(被用者年金)と非正規雇用者(国民年金)との間にある負担と給付の大きな較差問題と、とくにライフスタイルの変

化が著しい女性をめぐる問題、そして低所得の高齢者に関する問題については、既に紀要で報告済みである。

## （2）2004年改定と残された課題

2004年、「給付と負担の見直し」と「多様な生き方、働き方に対応した制度の導入」という2つの項目を柱として、持続可能で安心の年金制度へ再構築するための年金制度改革が行われた。

しかし、2004年改定では、職業によって制度が分かれ、負担や給付が異なる従来の年金制度体系に全く手が付けられず、ますます増加する非正規雇用者への対応が先送りされてしまった。

「給付と負担の見直し」については従来の「確定給付型」から「確定拠出型」へと、基本的な考え方が180度大転換され、高齢化がますます進展することを踏まえれば、年金水準の引き下げとなっている。

女性をめぐる検討課題であった第3号被保険者制度の見直しや、パート等の短時間労働者への厚生年金の適用拡大などはいずれも今後の検討課題とされた。

## むすびにかえて

日本を含め先進諸国では、おもに少子・高齢化の影響に伴う社会保障給付費の増大による財政負担の問題を抱え、福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。各国は、年金財政を建て直し、制度の持続可能性を高めるために、様々な工夫を凝らした年金制度改革を実施している。「年金給付水準の引き下げ」と「負担水準の引き上げ」、「支給開始年齢の引上げ」は、すでに年金制度における世界の流れとなっている。

本稿では、日本と同様の二階建ての年金制度を採用していたイギリスとスウェーデンの公的年金制度改革を概観した。さらに社会支出の分析を通して、公的年金制度の世界的な潮流を確認することもできたと思う。その結果、英や瑞の公的年金制度と日本の公的年金制度との大きな違いは、「低所得者に対する配慮」にあることを明らかにすることができた。

〔1〕日本では国民皆年金制度により、所得のない者も第1号被保険者として年金制度の加入対象となるため、所得が相対的に低い非正規雇用者も定額の保険料を支払わなければならない。

英の基礎年金の場合は、一定の年齢以上<sup>22)</sup>の英国居住者は原則的に強制加入となっているが、最低所得額<sup>23)</sup>に満たない被用者や、年間純利益が5075ポンド未満の自営業者には保険料納付の義務はない（任意の加入は可能〔保険料：週12.05ポンド〕）（〔財〕年金2009：69）。瑞では、一定額<sup>24)</sup>の42.3%以上の所得のある者は強制加入となっている。拠出対象者には、被用者と自営業者、公務員と民間被用者といった区別はない（但し、保険料の負担割合は異なる）（〔財〕年金2009：161）。少なくとも英と瑞の両国では、被用者を雇用形態の違いによって区分し、異なる負担と給付で取り扱う仕組みにはなっていない。両国の制度には、正規・非正規という被用者区分はなく、あるのは所得金額の違いによる区分けのみである。

〔2〕日本の公的年金制度では、報酬比例部分は完全所得比例である。第1号被保険者である場合、受け取れる老齢年金は、納めた保険料に比例する再分配機能のない定額給付の老齢基礎年金のみである。被用者でありながら第1号被保険者となっている者の場合には、たとえ満額受給できたとしても、退職後の生活を年金のみで支えるのは非常に厳しいと予想される。

英と瑞では、老齢給付については低所得者に対し手厚い給付を行なうものとなっている。英は日本と同様の定額と報酬比例の二階建てであるが、公的年金の給付水準は相対的に低い。しかし、報酬比例部分に着目すると、低所得者に対して給付が手厚くなるように設計されている。国家第2年金は、所得額に応じて給付乗率の変更される仕組みとなっており、所得再分配機能が強化されている。瑞は報酬比例の一階建てであるが、社会保険料で賄う所得比例年金とは完全に切り離れた税財源による所得保証年金制度（GP）を設けている。日本では基礎年金の2分の1が、国庫負担として所得に関係なく一律に投入されているが、瑞では国庫負担をすべてGPに充当することで、国庫負担の使途を低所得者への給付に特化している。

〔3〕日本の老齢基礎年金の受給資格要件は、加入が25年間以上と非常に長く、満額を受給するには40年間の保険料全額納付が必要で、受給資格要件の25年が満たせずに無年金となっている者は118万（2007年）と報告されている。

英ではより多くの高齢者が満額の老齢年金を受けられることができるよう、基礎年金の受給資格要件が緩和された（2010年4月より）。従来の受給資格年数が「10年以上」から「1年以上」へ短縮され、さらに満額の基礎年金を得るための受給資格年数も、従来の男性44年、女性39年から、男女ともに30年となり、基礎年金の大幅な給付拡充が図られている。一階建ての所得比例年金に変更した瑞では、老後の年金額は、実際に積み立てられた保険料総額と運用利回りの合計額にもとづいて算定されるため、受給資格要件も一般的な支給開始年齢もなく、61歳以降であればいつからでも受給を開始できる仕組みになっている。

〔4〕社会保険方式を採用している日本では、賃金水準が低いと年金水準も低くなる。女性の場合には、被用者年金の加入期間が相対的に短く、被用者年金適用外のパートタイム等も多いことから、低い年金水準が問題となっている。

英政府は女性の低年金問題への対応策として、公的扶助の拡充とともに、育児・介護従事者などへの優遇策として「家庭責任保護制度<sup>25)</sup>」が導入されている。

〔5〕日本では、生活保護を受ける高齢者世帯が、年々増加している。

英では、低年金・無年金の低所得高齢者を対象に、租税財源による所得制限のみで受給できる特別な公的扶助制度が導入されている。瑞では、生涯にわたって所得が低い、あるいは保険料拠出期間が短い等の理由で年金が低くなる者のために、やはり税財源による「最低保証年金」が公的年金制度の枠内に用意されている。

主に欧州の先進国において最低保証年金制度の導入が進んでいる背景には、国民性を反映した世帯構造の影響があると推測される。瑞では、高齢者と子どもの同居率はきわめて低く、「配

偶者あるいはパートナー」と「同居人なし」が高齢者世帯の9割超、英でも9割を超えている（内閣府1990、2000）。日本は、高齢者のいる世帯の約半数が配偶者以外の者との同居であり、「家庭内扶養」の環境が残されていると考えることもできる。しかし、将来的に独居高齢者の割合が伸びることが予想されることから、高齢者を家族で支えることにも限界が訪れることは必至であり、最低保証年金制度が検討されるのも時間の問題であろう。

## <注>

- 1) 「ベヴァリッジ報告」：1942年、全国民を対象とした、社会保険方式による総合的社会保障制度を構想した報告書「社会保険および関連サービス（Social Insurance and Allied Services）」。「攻撃されるべき5つの巨悪（窮乏、疾病、無知、不潔および無為）」のうち窮乏（Want）に対する攻撃のための所得保障の体系を構築するものとして、(a) 基本的なニーズに対する社会保険、(b) 特別なケースに対する国民扶助、および(c) 基本的な措置に付加するものとしての任意保険が必要なことを説いた。そして、社会保険は次の6つの原則に従うべきこととされた。(a) 最低生活を保障（ナショナル・ミニマム）するための定額の給付、(b) 定額の保険料拠出、(c) 行政責任の統一、(d) 適正な給付額、(e) 包括性、および(f) 被保険者の分類（堀勝洋 1999：131）。
- 2) ブレア労働党は「新生労働党（New Labour）」と呼ばれ、第二次世界大戦後からサッチャー保守党政権誕生までの、旧来の労働党（Old Labour）とは区別されている。
- 3) イギリスでは、公的年金制度創設時にすでに企業年金制度が普及しており、一定の条件を満たす企業年金に加入していれば、報酬比例年金への加入を免除する、いわゆる適用除外の制度は存在していたが、サッチャー政権下での年金改革は、この適用除外制度を個人年金にも広げ、報酬比例年金から個人年金に移った人に対しては保険料を補助するという措置をとったため、被用者の約6割が適用除外の対象となった。
- 4) 保守党政権は市場原理のもと、国家の関与を最小限にしようという政策を採り、年金政策においても国家が関与する報酬比例年金を縮小して、民間が運用する個人年金に移行してもらおうと働きかけた。
- 5) これまで議論されてきた「政府介入か、自由市場か」という対立図式ではなく、両者が補完関係にあり、時系列的にみて、旧労働党の政策を「第一の道」、サッチャー政権をはじめとする保守政権のやり方を「第二の道」とし、そのどちらとも異なるという意味で「第三の道」と呼ばれている。
- 6) ステークホルダー年金：年金資産の運用成績によって給付水準が決定する確定拠出型であるため、運用の失敗は加入者が負うというリスクも持っている。
- 7) 企業年金の給付水準の引き下げや、企業の倒産によって年金給付を受けられないという事態も生じた。個人年金や確定拠出企業年金では、運用利回りの低下によって、この時期に引退した高齢者の給付水準が当初の予想を大幅に下回った（藤森 2006）。
- 8) 給付に必要な費用を、現役世代の保険料負担と一定の積立金運用収入によって賄うことを基本とする。
- 9) 「15年ルール」：生涯のうちで最も所得が大きかった15年間を年金受給額算定のベースとするというルール。生涯における所得の上昇率が大きい人ほど退職世代の受け取る年金額が大きくなる。
- 10) 「30年ルール」：30年の加入で年金を満額受給できるというルール。勤労世代の労働者が30年を超えて働いて年金保険料を拠出したとしても老齢年金額は増大しない、「早期退職促進的」な仕組み。
- 11) プレミアム年金部分の保険料については、個人ごとに実際に保険料が積み立てられ、市場で運営される。保険料の積立・運用については、個人の選択により、民間の運営機関または国の年金基金において行う。
- 12) NDC制度への保険料は16%、プレミアム年金への保険料は2.5%、トータルで18.5%。
- 13) 出生率低下による被保険者数の減、積立金の利回りの実質的減などにより年金財政が悪化した場合に給付額が調整される仕組み。
- 14) NDC部分の給付額を計算するために用いる変数で、平均余命（過去5年間の実績に基づき同一生年グループごとに算定）を基本として、これに仮想上の実質賃金上昇率（1.6%）を先取りして一定額を積み増すように調整された変数（瑞大蔵省・社会省 2001：12）。
- 15) ILOの「社会保障給付費」（Cost of Social Security）の定義：①制度の目的が、治療もしくは予防医療の保障、非自発的な原因による所得損失への所得保障又は扶養家族を有するものに対して補足的な所



得を保障するものであること。②法律によって定められている制度であって、その法律が、個人の特定の権利を公的、準公的若しくは独立の機関に帰属させていること、又は特定の責務を公的、準公的又は独立の機関に課していること。③その制度が公的、準公的又は独立の機関によって管理されていること（ただし、労働災害保障制度については、③の条件を満たさなくても、法的に雇用者に対して課された責務の実行であるので、対象に含めること）（片山 2008：76）。

- 16) 詳細については、「社会保障費の国際比較統計－SOCX2008ed.の解説と国際基準の動向－」（国立社会保障・人口問題研究所 企画部）（海外社会保障研究 No.165 2008）を参照のこと。
- 17) OECD の「社会支出」(Social Expenditure) の定義：①制度の目的が、次の社会性作文やのいずれかに対する給付を提供するものであること（老齢、遺族、障害・労災・傷病、保健医療、家族、積極的労働市場政策、失業、住宅、その他の社会給付）。②上記の社会政策のための公的機関又は民間機関による、世帯及び個人に対する、公的支出と義務化された私的支出のリスクまたはニーズの負担を世帯および個人から取り除くための公的機関また民間機関か 2 種類の費用を計上すること。③施設整備費などもそれぞれの給付に含まれること（片山 2008：77）。
- 18) EU の「社会保護費」(Social Protection Expenditure) の定義：①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するもの。（保健医療、障害、老齢、遺族、家族・育児、失業、住宅、他の分類に入らない社会的疎外）②上記リスクまたはニーズの負担を世帯および個人から取り除くための公的機関また民間機関からのすべての介入を含むこと。③給付として施設整備費や借入金の返済金などは含まないこと（片山 2008：77）。
- 19) 具体的には、国立社会保障・人口問題研究所では平成 16（2004）年度公表資料（「社会保障給付費」等）より OECD 基準による国際比較を【付録】として公表している。
- 20) OECD 世界年金統計(GPS)データベースから私的年金への年金支出データを、OECD 社会支出(SOCX)データベースからは公的年金支出のデータを得ることができる。しかし、SOCX データベースには、この資料作成時点において、2005 年までのデータしか含まれていなかった。
- 21) 公的年金の給付削減を自助努力で補うことを目的とする企業年金と個人年金に任意加入の拠出立て年金。
- 22) 男性：16～64 歳、女性：16～59 歳。
- 23) 2010 年度：週 97 ポンド、約 1 万 2600 円、1 ポンド=130 円で換算（年約 65 万 6000 円）  
[http://www.direct.gov.uk/en/Pensionsandretirementplanning/StatePension/Basicstatepension/DG\\_10014671](http://www.direct.gov.uk/en/Pensionsandretirementplanning/StatePension/Basicstatepension/DG_10014671)  
 (2011.1.1)
- 24) 物価基準額：2010 年は 4 万 2400 クローネ、約 50 万 8800 円、1 クローネ=約 12 円。
- 25) 「家庭責任保護制度」：基礎年金の満額受給要件の必要年数から育児・介護期間を差し引く制度。

## <引用文献>

### (1) 日本語文献

#### <著書>

- 加藤栄一（2006）『現代資本主義と福祉国家』ミネルヴァ書房。  
 柴田嘉彦（1990）『現代の社会保障論』青木書店。  
 嵩さやか（2006）『年金制度と国家の役割』東京大学出版会。  
 室井力・中山和久・丸山康雄編（1982）『行政改革黒書』労働旬報社。  
 横山和彦・田多英範編著（1991）『日本社会保障の歴史』学文社。

#### <論文>

- 青木慎太郎（2003）「英年金改革の動向」  
<http://challenged.sakura.ne.jp/aoki/genko/20031004.html>（2010.10.1）。  
 有森美木（2006）「国家の老後所得保障と個人の自助努力（1）英年金白書 2006」『年金レビュー』2006 年 10 月号：19-33 ページ。  
 石橋一雄（2010）「スウェーデンの公的年金制度改革」『新潟産業大学経済学部紀要』第 38 号、1-24 ページ。  
 井上恒男（2004）「ブレア労働党政権かの英年金改革の動向」『同志社政策科学研究』5、1-17 ページ。  
 大島悟（2005）「欧州における年金制度改革の動向－スウェーデン、ドイツ、イタリアにおける年金制度改革－」『RESEARCH BUREAU 論究』創刊号、210-226 ページ。

- 岡伸一（2005）「フランスの年金改革」『先進5か国の年金改革と日本』、7-26 ページ。
- 片山信子（2008）「社会保障財政の国際比較－給付水準と財源構造－」『レファレンス』平成20年10月号、43-103 ページ。
- 樫原朗（2001）「イギリス社会保障の動向と現在」『大原社会問題研究所雑誌』No.517、1-29 ページ。
- 勝又幸子（2003）「年金制度と給付の国際比較」『季刊家計経済研究』No.60、38-47 ページ。
- 小谷宗秋（2006）「スウェーデンと日本の年金制度比較研究」『経済政策研究』第2号、59-83 ページ。
- 坂口正之（2009）「イギリスの公的年金制度改革と高齢者の所得保障制度の再構築」『大阪商業大学論集』第5巻第1号、157-172 ページ。
- 武内和久（2006）「イギリスの年金事情（1）」『企業年金』第25巻第8号、34-38 ページ。
- 堀勝洋（1999）「第6章 国民保険 一年金、失業給付、傷病給付」『イギリス－先進諸国の社会保障（1）』東京大学出版会、131-162 ページ。
- 丸谷浩介（2009）「イギリスの公的・私的年金制度改革」『海外社会保障研究』、No.169 2009 Winter、15-28 ページ。
- 宮里尚三（2005）「5章 スウェーデンの年金改革」『先進5ヶ国の年金改革と日本』、85-97 ページ。
- <資料・その他>
- 国立社会保障・人口問題研究所（2008）『社会保障費の国際比較統計』
- 国立社会保障・人口問題研究所（2010）『平成20年度社会保障給付費』
- 財務総合政策研究所（2006）「第12章 スウェーデンにおける国と地方の役割」『主要諸外国における国と地方の財政役割の現況』報告書、797-825 ページ。
- ([http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk079/zk079\\_012.pdf](http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk079/zk079_012.pdf)) (2010.12.5)
- 財務省（2010）『国際比較に関する資料（平成22年10月現在）』。
- (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/hikaku.htm>) (2010.12.4)
- 瑞大蔵省・社会省「スウェーデン（年金改革）」（穏健党ゲルセン議員報告2001年4月6日）
- (<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryuu/zaiseia130608j.pdf>) (2010.10.15)。
- 内閣府（1990、2000）『高齢者の生活と意識に関する国際比較調査－老人と家族との同居状況－』
- 内閣府（2008）『H20年版 経済財政白書－リスクに立ち向かう日本経済』。
- 財団法人 年金シニアプラン総合研究機構（2009）『年金と経済』第28巻4号、69・161 ページ。
- 藤森克彦（2006）「公的年金と私的年金をどう組み合わせるか」。
- (<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/contribution/social/2006/nenkin0610.html>) (2010.10.1)
- 藤森克彦（2008）「年金制度を安定させる知恵と工夫－国際比較のなかから－」。
- (<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/contribution/social/2008/nenkin0712.html>) (2010.8.20)
- (2) 英語文献
- <資料・その他>
- IMF（2010）*WORLD ECONOMIC OUTLOOK - Real GDP growth-* (October 2010)
- (<http://www.imf.org/external/datamapper/index.php>) (2010.12.23)
- OECD（2010a）*OECD Social Expenditure Statistics* (database) (doi: 10.1787/data-00166-en) (2010.11.20)
- OECD（2010b）*OECD FACTBOOK 2010*
- ([http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook\\_18147364;jsessionid=8kepm70ij92ha.delta](http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook_18147364;jsessionid=8kepm70ij92ha.delta)) (2010.10.1)
- OECD（2010c）*OECD National Accounts Statistics* (database) (doi: 10.1787/data-00369-en) (2010.11.21)
- OECD（2009）*PENSIONS AT A GLANCE 2009: RETIREMENT-INCOME SYSTEMS IN OECD COUNTRIES*
- ([http://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-pensions-at-a-glance\\_19991363](http://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-pensions-at-a-glance_19991363)) (2010.10.20)

主指導教員（斎藤忠雄教授）、副指導教員（芳賀健一教授・佐藤芳行教授）